

少額調達案件の見積依頼書(オープンカウンター方式)について

1 見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託
- (2) 品 名 及 び 数 量 仕様書のとおり
- (3) 引 渡 場 所 仕様書のとおり
- (4) 履 行 期 限 仕様書のとおり
- (5) 見積書提出方法等 見積合わせ事項書で示す様式の見積書に見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載し、下記の締切日時までに提出すること。
- (6) 電子調達システム 本案件は、「電子調達システム」(政府電子調達(GEPS))対象案件である。ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、紙、電子メールによる見積書の提出ができるものとする。

2 見積合わせに参加する者に必要な資格

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の「産業廃棄物収集運搬業」の許可及び同法第14条第6項の「産業廃棄物処分業」の許可を有する者であること。
許可証の写しを、「4 見積書及び2に示す許可証の写しの提出方法及び締切日時」に示した期日までに提出すること。

3 契約条項及び仕様書等の交付場所等

- (1) 場 所 茨城県水戸市笠原町978番6
関東管区警察局茨城県情報通信部 通信庶務課(茨城県警察本部10階)
問合わせ先 電話番号 029-301-0110(代表)
- (2) 交付方法 本見積依頼書の掲載によるほか、「電子調達システム」(政府電子調達(GEPS))
<https://www.p-portal.go.jp/>から入手することもできる。
- (3) 日 時 令和8年9月25日から令和8年10月8日まで
(官庁執務時間内、土日祝日を除く)

4 見積書及び2に示す許可証の写しの提出方法及び締切日時

- (1) 提出方法 4(2)に示す期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。
ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、3(1)に示す場所に同期限までに提出しなければならない。
- (2) 提出期限 令和8年10月8日(木)17時15分

5 見積合わせ日時

令和8年10月9日(金) 10時00分

6 支払条件

検査合格后、適法な請求書を当部が受領した後、30日以内に国庫金の振込払とする。

7 その他

- (1) 見積金額は消費税を除いた額を記載し、一円未満の端数がある場合は切り捨てとすること。
- (2) 見積合わせの結果の公表は、電話での対応も受け付けることとする。

8 問合せ先

- | | | | |
|--------------|-----------------|--------------|-----|
| (1) 契約に関する事 | 関東管区警察局茨城県情報通信部 | 通信庶務課 | 経理係 |
| | 電話番号 | 029-301-0110 | |
| (2) 仕様書に関する事 | 関東管区警察局茨城県情報通信部 | 通信庶務課 | 資材係 |
| | 電話番号 | 029-301-0110 | |

見 積 合 わ せ 事 項 書

1 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

関東管区警察局茨城県情報通信部長 坂口 正裕

2 調達内容

(1) 件 名

産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託

(2) 品名及び数量

別紙－1 仕様書のとおり

(3) 履行期限

別紙－1 仕様書のとおり

(4) 引渡場所

別紙－1 仕様書のとおり

3 見積りの方法

- (1) 見積りは、本調達に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。
- (2) 契約締結に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積合わせに参加する者（以下「参加者」という。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (3) 契約の相手方となった者は、速やかに見積内訳書（消費税金額も明示した内容）を提出しなければならない。なお、見積書の提出時に内訳書の提出を行った者は、再度の提出を求めない。

4 契約の相手方の決定方法

契約の相手方については、参加者に必要な資格、その他の要求要件をすべて満たし、当該参加者の見積価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

5 参加者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の「産業廃棄物収集運搬業」の許可及び同法第14条第6項の「産業廃棄物処分業」の許可を有する者であること。

6 見積書提出場所等

- (1) 契約条項、仕様書等を交付する場所及び日時

場 所 関東管区警察局茨城県情報通信部 通信庶務課（茨城県警察本部10階）

ただし、「電子調達システム」から入手することもできる。

日 時 令和8年9月25日（金）から令和8年10月8日（木）まで

（官庁執務時間内、土日祝日を除く）

(2) 見積書等の提出場所及び期限

場 所 下記期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより難しい場合は、紙、電子メールにより提出できるものとする。

期 限 令和8年10月8日（木）17時15分まで

（官庁執務時間内、土日祝日を除く）

(3) 見積合わせ日時

令和8年10月9日（金）10時00分

(4) 見積書の提出方法

① 見積書は、期限までに、「電子調達システム」にて提出すること。ただし、「電子調達システム」により難しい場合は、参加者又はその代理人が持参、郵送若しくは電子メールにより提出すること。なお、電報、電話その他の方法による見積りは認めない。

② 見積書の様式は問わないが、別紙ー2の内容を満たすものとし、宛名、件名等に抜けがないこと。

③ 見積書は、社印及び代表者印を省略することができる。この方法による場合は、見積書の発行権者及び事務担当者それぞれの氏名及び連絡先を明記すること。

なお、電子メールで提出する場合は社印及び代表者印の省略を必須とする。

④ 参加者は、その提出した見積書の引換、変更又は取消をすることができない。

(5) 見積書の無効

① 本事項書に示した参加資格のない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書は、無効とする。

② 次の各号の一つに該当する見積書は、無効とする。

ア 金額を訂正した見積書

イ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確な見積書

ウ 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積書及びその疑いのある見積書

エ 同一の見積合わせについて、2通以上提出された見積書

オ 錯誤により提出されたと認められる見積書

カ 提出期限までに到達しなかった見積書

キ 「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で作成された見積書

(6) 見積合わせ

① 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。

② 見積合わせは、見積合わせ日時に電子調達システムで行う。

③ 最低価格の見積が2人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定に倣い「くじ引き」を実施する。

④ 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、当部が選定した者へ再度の見積りを依頼することができる。

⑤ 契約の相手方に決定した参加者にのみ当部から結果を連絡する。ただし、6(3)見積合わせ日時後、参加者から問合せがあれば結果を通知する。

7 契約書作成の要否

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書の作成を要する。

8 その他

- (1) 見積書の作成、提出等に係る費用は、すべて参加者が負担すること。
- (2) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (3) 契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求める場合は、これに従うこと。
- (4) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 支払については、発注者の検査に合格し、適法な請求書を受領した日から30日以内に届け出の日本銀行指定金融機関へ振り込む。

9 問合せ先

- (1) 契約に関する問合せ先

関東管区警察局茨城県情報通信部 通信庶務課 経理係

電話 029-301-0110

時間 平日 8 : 30 ~ 17 : 15

(土日祝日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)

- (2) 仕様書に関する問合せ先

関東管区警察局茨城県情報通信部 通信庶務課 資材係

電話 029-301-0110

時間 平日 8 : 30 ~ 17 : 15

(土日祝日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)

- (3) 電子調達システムに関する問合せ先

調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803 (I P 電話等をご利用の場合)

時間 平日 9:00 ~ 17:30

(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)

電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/>

産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託仕様書

この仕様書は、委託者と収集運搬・処分（以下「処分等」という）業者（以下「受託者」という。）は、委託者の事業活動によって排出される産業廃棄物の処分等業務に関して、当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務目的

本業務は、関東管区警察局茨城県情報通信部の事業活動に伴い発生した産業廃棄物を収集運搬し、適切に処分することを目的とする。

2 引渡場所

関東管区警察局茨城県情報通信部 茨城県水戸市笠原町978番 6 号 10階

3 業務期間

契約締結日から令和 8 年11月20日(金)まで

(ただし、処分は令和 8 年10月30日(金)までに行うこと。)

4 業務内容

以下により、関係法令に従い、物品を適正に処分等を行うこと。

- (1) 別紙に示す物品（以下「対象廃棄物」という。）について、処分等を行うこと。

なお、別紙において破砕処理が必要と指示する対象廃棄物については、担当者立会の上確実に上記処理を行い、写真等の提出により破砕後の状況を明らかにすること。

- (2) 対象廃棄物は関係法令に基づき、処分等を行うこと。
- (3) 対象廃棄物の処分等は、委託者と日程調整の上行うこと。
また、処分の実施に当たっては委託者の指示に基づき実施すること。
- (4) 受託者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているかを確認すること。
なお、産業廃棄物管理票（マニフェスト）については携帯するものとし、記入方法は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の定めによるほか、本仕様書によるものとする。
- (5) 対象廃棄物の搬出作業に当たっては、必要に応じて養生を行い、引渡場所の施設に汚損又は破損のないよう作業すること。

5 収集運搬車の表示

収集運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する収集運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該収集運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。

6 安全対策等

本業務の実施に当たって、受託者は関係法令及び以下を遵守すること。

- (1) 受託者は、運行開始前の車両各部についての道路運送車両法に基づく点検その他の交通関係法令に基づく安全対策を措置すること。
- (2) 受託者は、収集運搬等の際し、騒音等で周辺施設等に影響を及ぼさないよう十分留意するとともに、周辺道路の通行に支障を与えないよう配慮すること。
- (3) 受託者は、作業員に対して委託者の指定する駐車場所に駐車するよう周知徹底すること。
- (4) 作業は、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止については細心の注意を払い、必要な対策を講じること。

- (5) 積み込み、運搬、積み下ろしその他業務の安全が図られるよう人員を配置すること。
- (6) 業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちにその旨を関係機関及び委託者に連絡し、その処理については委託者と協議し、責任をもって一切の手続を行うこと。

7 提出書類

対象廃棄物の処分等に係る業務報告書、産業廃棄物管理票（マニフェストE票まで）とする。

なお、業務報告書は本業務の前後関係を確認できるものを作成することとし、適宜写真等を添付すること。

マニフェストE票は発行され次第、速やかに提出すること。

8 契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

受託者は、契約を解除された場合、解除された後もその産業廃棄物に対する契約上の受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、処分の残っている産業廃棄物の処分業務を自ら実行するか、又は委託者の承認を得た上で、当該産業廃棄物の処分の許可を有する他の者に受託者の自己の費用をもって業務を行わせなければならない。

9 再委託の禁止

受託者は、委託者から受託された産業廃棄物の処分等業務を他人に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

10 検査確認

上記7の報告書等（マニフェストはD票まで）の検査合格を持って業務完了とする。

11 支払条件

検査確認後、適法な請求書（官署支出官 関東管区警察局長宛）を受領してから30日以内とする。

12 秘密保全

本業務の秘密保全については、「秘密保全条項」によるものとする。

13 その他

- (1) 廃棄物処理法第14条第1項の「産業廃棄物収集運搬業」及び同法第14条第6項の「産業廃棄物処分業」の許可証を提出すること。
- (2) 委託契約書については契約終了の日から5年間保存すること。
- (3) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (4) 受託者は、第三者に対して不快を与えないよう細心の注意を払って業務を履行すること。
- (5) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (6) 業務の履行に当たっては、廃棄物処理法、労働安全衛生法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) 本仕様書の定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定すること。

対 象 廃 棄 物 一 覧

	物 品 名	数 量 個	幅 mm	奥 行 mm	高 mm	容 積 m ³ /個	重 量 kg/個	総 容 積 m ³	総 重 量 kg	処理法	荷 姿	備 考
1	椅子	1	660	600	1,150	0.456	20.00	0.456	20.00		バラ	プラ
2	通信機器	1	260	490	580	0.074	25.30	0.074	25.30	破砕	バラ	金属
3	通信機器	1	260	490	580	0.074	25.60	0.074	25.60	破砕	バラ	金属
4	通信機器	2	260	490	580	0.074	25.40	0.148	50.80	破砕	バラ	金属
5	通信機器	1	480	480	200	0.047	23.20	0.047	23.20	破砕	バラ	金属
6	通信機器	1	450	220	370	0.037	5.50	0.037	5.50	破砕	段ボール	プラ
7	通信機器	1	530	460	220	0.054	11.90	0.054	11.90	破砕	段ボール	プラ
8	通信機器	1	320	370	170	0.021	4.00	0.021	4.00	破砕	段ボール	プラ
9	通信機器	1	530	460	220	0.054	11.60	0.054	11.60	破砕	段ボール	プラ
10	通信機器	1	320	370	170	0.021	4.300	0.021	4.30	破砕	段ボール	プラ
11	通信機器	1	370	290	100	0.011	4.600	0.011	4.60	破砕	バラ	プラ
12	通信機器	1	360	120	380	0.017	3.600	0.017	3.60	破砕	段ボール	プラ
13	通信機器	1	530	730	290	0.113	44.600	0.113	44.60	破砕	バラ	プラ
14	通信機器	1	250	380	190	0.019	2.200	0.019	2.20	破砕	段ボール	プラ
15	混合くず	1	340	260	260	0.023	2.700	0.023	2.70	破砕	段ボール	プラ
16	混合くず	1	380	290	240	0.027	5.900	0.027	5.90	破砕	段ボール	プラ
17	通信機器	2	200	160	50	0.002	1.200	0.004	2.40	破砕	バラ	プラ
18	混合くず	1	530	370	340	0.067	20.300	0.067	20.30	破砕	オリコン	プラ
19	混合くず	1	530	370	340	0.067	10.300	0.067	10.30	破砕	オリコン	プラ
20	混合くず	1	530	370	340	0.067	17.200	0.067	17.20	破砕	オリコン	プラ
21	混合くず	1	530	370	340	0.067	22.400	0.067	22.40	破砕	オリコン	プラ
22	混合くず	1	530	370	340	0.067	11.600	0.067	11.60	破砕	オリコン	プラ
23	混合くず	1	530	370	340	0.067	12.500	0.067	12.50	破砕	オリコン	プラ
24	混合くず	1	530	370	340	0.067	12.100	0.067	12.10	破砕	オリコン	プラ
25	混合くず	1	530	370	340	0.067	16.600	0.067	16.60	破砕	オリコン	プラ
26	混合くず	1	530	370	340	0.067	11.700	0.067	11.70	破砕	オリコン	プラ
27	混合くず	1	530	370	340	0.067	11.700	0.067	11.70	破砕	オリコン	プラ
28	混合くず	1	530	370	340	0.067	20.000	0.067	20.00	破砕	オリコン	プラ
29	混合くず	1	530	370	340	0.067	15.900	0.067	15.90	破砕	オリコン	プラ
30	混合くず	1	530	370	340	0.067	12.100	0.067	12.10	破砕	オリコン	プラ
31	混合くず	1	530	370	340	0.067	13.300	0.067	13.30	破砕	オリコン	プラ

	物 品 名	数 量 個	幅 mm	奥 行 mm	高 mm	容 積 m ³ /個	重量 kg/個	総 容 積 m ³	総 重量 kg	処理法	荷 姿	備 考
32	混合くず	1	530	370	340	0.067	14.900	0.067	14.90	破砕	オリコン	ブラ
33	混合くず	1	530	370	340	0.067	14.800	0.067	14.80	破砕	オリコン	ブラ
34	混合くず	1	530	370	340	0.067	12.100	0.067	12.10	破砕	オリコン	ブラ
35	混合くず	1	530	370	340	0.067	11.700	0.067	11.70	破砕	オリコン	ブラ
36	混合くず	1	530	370	340	0.067	14.600	0.067	14.60	破砕	オリコン	ブラ
37	混合くず	1	530	370	340	0.067	8.600	0.067	8.60	破砕	オリコン	ブラ
38	混合くず	1	530	370	340	0.067	19.000	0.067	19.00	破砕	オリコン	ブラ
39	混合くず	1	350	400	300	0.042	11.200	0.042	11.20	破砕	段ボール	ブラ
40	混合くず	1	530	370	340	0.067	5.800	0.067	5.80	破砕	バラ	ブラ
41	混合くず	1	530	370	340	0.067	6.600	0.067	6.60	破砕	オリコン	ブラ
42	混合くず	1	530	370	340	0.067	8.000	0.067	8.00	破砕	オリコン	ブラ
43	混合くず	1	530	370	340	0.067	22.200	0.067	22.20	破砕	オリコン	ブラ
44	混合くず	1	530	370	340	0.067	14.400	0.067	14.40	破砕	オリコン	ブラ
45	混合くず	1	530	370	340	0.067	21.100	0.067	21.10	破砕	オリコン	ブラ
46	混合くず	1	530	370	340	0.067	18.800	0.067	18.80	破砕	オリコン	ブラ
47	混合くず	1	530	370	340	0.067	21.500	0.067	21.50	破砕	オリコン	ブラ
48	混合くず	1	530	370	340	0.067	15.900	0.067	15.90	破砕	オリコン	ブラ
49	混合くず	1	530	370	340	0.067	13.200	0.067	13.20	破砕	オリコン	ブラ
50	混合くず	1	500	420	280	0.059	7.200	0.059	7.20	破砕	段ボール	ブラ
51	混合くず	1	380	250	290	0.028	4.100	0.028	4.10	破砕	段ボール	ブラ
52	混合くず	1	390	340	260	0.035	9.500	0.035	9.50	破砕	段ボール	ブラ
53	混合くず	1	530	370	340	0.067	11.800	0.067	11.80	破砕	オリコン	ブラ
54	通信機器	1	650	650	150	0.064	3.100	0.064	3.10		専用ケース	ブラ
55	通信機器	1	900	250	250	0.057	9.300	0.057	9.30		専用ケース	ブラ
56	通信機器	1	410	290	500	0.060	19.500	0.060	19.50		バラ	ブラ
57	通信機器	1	560	200	510	0.058	21.100	0.058	21.10	破砕	専用ケース	ブラ
58	通信機器	1	520	500	440	0.115	24.200	0.115	24.20		専用ケース	ブラ
59	通信機器	1	650	650	150	0.064	3.300	0.064	3.30		専用ケース	ブラ
60	通信機器	1	650	650	150	0.064	9.200	0.064	9.20		専用ケース	ブラ
61	通信機器	1	410	290	500	0.060	19.500	0.060	19.50		バラ	ブラ
62	通信機器	1	560	230	510	0.066	22.700	0.066	22.70	破砕	専用ケース	ブラ
63	混合くず	3	640	450	650	0.188	16.700	0.564	50.10		段ボール	ブラ
64	混合くず	2	640	450	650	0.188	18.400	0.376	36.80		段ボール	ブラ
65	混合くず	2	640	450	650	0.188	17.800	0.376	35.60		段ボール	ブラ

	物 品 名	数 量 個	幅 mm	奥 行 mm	高 mm	容 積 m ³ /個	重 量 kg/個	総 容 積 m ³	総 重 量 kg	処理法	荷 姿	備 考
66	椅子	5	570	530	770	0.233	15.000	1.165	75.00		バラ	プラ
67	台車	1	410	630	750	0.194	7.000	0.194	7.00		バラ	金属
68	混合くず	1	650	440	330	0.095	30.300	0.095	30.30		オリコン	プラ
69	廃金属	1	650	490	470	0.150	41.500	0.150	41.50	破砕	オリコン	金属
70	電子電圧計	1	130	320	160	0.007	2.200	0.007	2.20		バラ	金属
71	通信機器	1	260	180	45	0.003	1.400	0.003	1.40		バラ	プラ
72	混合くず	1	430	600	370	0.096	21.500	0.096	21.50	破砕	段ボール	プラ
73	廃金属	1	440	750	300	0.099	20.000	0.099	20.00		オリコン	金属
74	混合くず	1	370	560	340	0.071	13.200	0.071	13.20		オリコン	プラ
75	混合くず	1	370	560	340	0.071	16.000	0.071	16.00		オリコン	プラ
76	混合くず	1	370	560	340	0.071	15.300	0.071	15.30		オリコン	プラ
77	混合くず	1	370	560	340	0.071	15.500	0.071	15.50		オリコン	プラ
78	混合くず	1	370	560	340	0.071	18.800	0.071	18.80		オリコン	プラ
79	混合くず	1	370	560	340	0.071	15.600	0.071	15.60		オリコン	プラ
80	混合くず	1	370	560	340	0.071	13.100	0.071	13.10		オリコン	プラ
81	混合くず	1	370	560	340	0.071	13.000	0.071	13.00		オリコン	プラ
82	通信機器	10	520	360	320	0.060	28.000	0.600	280.00	破砕	オリコン	金属
83	通信機器	1	520	360	320	0.060	30.000	0.060	30.00	破砕	オリコン	金属
84	通信機器	1	520	360	320	0.060	28.000	0.060	28.00	破砕	オリコン	金属
85	通信機器	1	520	360	320	0.060	25.000	0.060	25.00	破砕	オリコン	金属
86	通信機器	1	520	360	320	0.060	27.000	0.060	27.00	破砕	オリコン	金属
87	混合くず	1	520	360	320	0.060	21.000	0.060	21.00		オリコン	プラ
88	廃金属	1	650	430	330	0.093	50.000	0.093	50.00		オリコン	金属
89	通信機器	1	445	210	45	0.005	2.800	0.005	2.80	破砕	バラ	金属
90	通信機器	1	260	180	40	0.002	1.300	0.002	1.30	破砕	バラ	金属
91	通信機器	1	260	180	40	0.002	1.300	0.002	1.30	破砕	バラ	金属
92	通信機器	8	445	290	50	0.007	3.600	0.056	28.80	破砕	バラ	金属
93	通信機器	1	490	250	45	0.006	18.400	0.006	18.40	破砕	バラ	金属
94	通信機器	1	375	250	30	0.003	1.900	0.003	1.90	破砕	バラ	プラ
95	通信機器	1	485	775	45	0.017	11.900	0.017	11.90	破砕	バラ	金属
96	通信機器	1	485	750	45	0.017	11.100	0.017	11.10		バラ	金属
97	通信機器	2	485	530	50	0.013	8.900	0.026	17.80	破砕	バラ	金属
98	通信機器	1	330	270	55	0.005	3.800	0.005	3.80		バラ	プラ
99	通信機器	1	1,500	800	700	0.840	40.000	0.840	40.00		バラ	プラ

	物 品 名	数 量 個	幅 mm	奥 行 mm	高 mm	容 積 m ³ /個	重量 kg/個	総 容 積 m ³	総 重量 kg	処理法	荷 姿	備 考
100	通信機器	1	630	705	485	0.216	37.000	0.216	37.00	破砕	バラ	ブラ
101	通信機器	1	360	330	170	0.021	5.300	0.021	5.30		バラ	木、ブラ
102	通信機器	1	510	560	445	0.128	21.700	0.128	21.70	破砕	段ボール	金属
103	通信機器	1	480	430	350	0.073	19.600	0.073	19.60	破砕	バラ	金属
104	通信機器	1	480	470	200	0.046	22.200	0.046	22.20	破砕	バラ	金属
105	通信機器	1	480	470	200	0.046	22.100	0.046	22.10	破砕	バラ	金属
106	混合くず	1	365	530	330	0.064	9.400	0.064	9.40	破砕	バラ	ブラ
107	通信機器	1	470	540	520	0.132	34.800	0.132	34.80	破砕	段ボール	金属
108	通信機器	1	395	460	185	0.034	11.900	0.034	11.90	破砕	バラ	ブラ
109	通信機器	2	425	560	240	0.058	18.700	0.116	37.40	破砕	バラ	ブラ
110	通信機器	1	425	560	240	0.058	18.000	0.058	18.00	破砕	バラ	ブラ
111	通信機器	1	470	300	95	0.014	3.600	0.014	3.60	破砕	バラ	ブラ
112	通信機器	3	365	530	330	0.064	25.600	0.192	76.80	破砕	オリコン	ブラ
113	通信機器	1	470	300	95	0.014	4.200	0.014	4.20	破砕	オリコン	ブラ
114	通信機器	1	630	430	330	0.090	21.900	0.090	21.90	破砕	プラスチックケース	金属
115	通信機器	1	630	430	330	0.090	30.500	0.090	30.50	破砕	プラスチックケース	金属
116	通信機器	1	400	520	280	0.059	7.900	0.059	7.90	破砕	段ボール	ブラ
117	通信機器	1	365	530	330	0.064	7.800	0.064	7.80	破砕	オリコン	金属
118	通信機器	1	280	370	190	0.020	4.000	0.020	4.00	破砕	段ボール	金属
119	通信機器	2	10	13	1,000	0.001	0.100	0.002	0.20		段ボール	ブラ
120	通信機器	1	750	370	260	0.073	9.400	0.073	9.40	破砕	段ボール	ブラ
121	通信機器	1	570	660	310	0.117	38.300	0.117	38.30	破砕	バラ	ブラ
122	通信機器	1	605	705	1,520	0.649	25.000	0.649	25.00		バラ	ブラ
123	通信機器	2	570	660	310	0.117	38.300	0.234	38.30	破砕	段ボール	ブラ
124	通信機器	1	440	610	330	0.089		0.089			段ボール	ブラ
125	通信機器	1	420	495	265	0.056		0.056			段ボール	ブラ
126	通信機器	1	605	705	1,520	0.649	25.200	0.649	25.20	破砕	オリコン	ブラ
127	通信機器	2	370	270	40	0.004	2.800	0.008	5.60	破砕	バラ	ブラ
128	通信機器	2	280	370	190	0.020	5.700	0.040	11.40		段ボール	金属
129	通信機器	2	250	150	90	0.004	1.500	0.008	3.00	破砕	バラ	ブラ
130	通信機器	1	560	120	60	0.005	2.200	0.005	2.20		バラ	金属
131	通信機器	3	400	400	200	0.032	6.200	0.096	18.60		バラ	ブラ
132	通信機器	7	170	470	90	0.008	7.400	0.056	51.80	破砕	バラ	金属
133	棚	1	890	490	1,800	0.785	30.000	0.785	30.00		バラ	金属

	物 品 名	数 量 個	幅 mm	奥 行 mm	高 mm	容 積 m ³ /個	重 量 kg/個	総 容 積 m ³	総 重 量 kg	処理法	荷 姿	備 考
134	混合くず	2	365	530	330	0.064	21.450	0.128	42.90	破砕	オリコン	プラ
135	混合くず	1	425	50	900	0.020	3.900	0.020	3.90		バラ	プラ
136	混合くず	1	425	50	900	0.020	3.900	0.020	3.90		バラ	プラ
137	混合くず	1	530	480	730	0.186	7.800	0.186	7.80		バラ	プラ
138	暖房器具	1	610	200	430	0.053	11.100	0.053	11.10		バラ	プラ
139	木箱	1	630	705	485	0.216	12.400	0.216	12.40		バラ	木
140	混合くず	1	380	530	330	0.067	1.000	0.067	1.00		オリコン	プラ
141	混合くず	1	500	400	260	0.052	12.600	0.052	12.60		段ボール	プラ
142	混合くず	1	500	400	260	0.052	11.300	0.052	11.30		段ボール	プラ
143	混合くず	1	500	400	260	0.052	13.500	0.052	13.50		段ボール	プラ
144	廃線材	1	380	530	330	0.067	16.100	0.067	16.10		オリコン	プラ
145	混合くず	1	380	530	330	0.067	10.200	0.067	10.20		オリコン	プラ
146	混合くず	1	380	530	330	0.067	11.300	0.067	11.30		オリコン	プラ
147	混合くず	1	370	110	300	0.013	1.300	0.013	1.30		バラ	プラ
148	混合くず	1	380	530	330	0.067	21.400	0.067	21.40	破砕	オリコン	プラ
149	廃金属	1	380	530	330	0.067	33.000	0.067	33.00		オリコン	金属
150	廃金属	1	240	240	90	0.006	10.900	0.006	10.90		缶ケース	金属
151	混合くず	1	380	530	330	0.067	30.000	0.067	30.00	破砕	オリコン	プラ
152	混合くず	1	380	530	330	0.067	21.900	0.067	21.90	破砕	オリコン	プラ
153	混合くず	1	200	150	270	0.009	1.100	0.009	1.10		バラ	プラ
154	混合くず	3	570	440	90	0.023	15.000	0.069	45.00		バラ	プラ
155	廃金属	1	480	380	250	0.046	18.100	0.046	18.10		バラ	金属
156	廃金属	1	365	530	480	0.093	26.200	0.093	26.20		オリコン	金属
157	通信機器	1	365	530	500	0.097	38.100	0.097	38.10		オリコン	プラ
158	通信機器	1	365	530	330	0.064	19.300	0.064	19.30		オリコン	プラ
159	通信機器	1	460	450	310	0.065	21.400	0.065	21.40		バラ	プラ
160	混合くず	12	680	320	260	0.057	11.500	0.684	138.00		段ボール	プラ
161	椅子	4	530	530	770	0.217	15.000	0.868	60.00		バラ	プラ
162	情報通信機器	2	260	180	300	0.015	3.700	0.030	7.40		バラ	プラ
163	椅子	4	530	530	770	0.217	15.000	0.868	60.00		バラ	プラ
164	椅子	1	640	700	1,120	0.502	20.000	0.502	20.00		バラ	プラ
165	電子レンジ	1	475	340	290	0.047	13.000	0.047	13.00		バラ	プラ
166	混合くず	1	525	358	270	0.051	10.700	0.051	10.70		プラスチックケース	プラ
167	混合くず	1	525	358	270	0.051	3.600	0.051	3.60		プラスチックケース	プラ

	物 品 名	数 量 個	幅 mm	奥 行 mm	高 mm	容 積 m ³ /個	重量 kg/個	総 容 積 m ³	総 重量 kg	処理法	荷 姿	備 考
168	バッグ	1	530	360	320	0.062	4.700	0.062	4.70		オリコン	プラ
169	廃金属	1	220	240	300	0.016	2.300	0.016	2.30		段ボール	金属
170	情報通信機器	2	400	320	160	0.021	4.800	0.042	9.60		バラ	プラ
171	ディスプレイ	1	640	380	50	0.013	4.200	0.013	4.20		バラ	プラ
172	混合くず ^a	1	530	360	320	0.062	5.500	0.062	5.50		オリコン	プラ
173	混合くず ^a	1	440	390	220	0.038	2.800	0.038	2.80		バラ	プラ
	合 計	238						19.2	3,359.4			

※総容量、総重量の合計値は小数点第二位を四捨五入

混合廃棄物: 約 15.6m³、約2,259.9kg 金属: 約3.7m³、約1,099.5kg

破砕物: 約7.3m³、1,982.5kg その他: 約12.0m³、約1,376.9kg

折りたたみコンテナ、プラスチックケース、台車、籠台車は情報通信部へ返却すること。

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局茨城県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

連 絡 先

事務担当者名

事務担当者連絡先

件名 産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
金										

(消費税及び地方消費税を除く)

電子くじ番号

--	--	--

見 積 書

令和 年 月 日

※作成日を記載

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局茨城県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

連 絡 先

事務担当者名

事務担当者連絡先

件名 産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託※金額の頭に¥マークを入れる

金		億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	○	○	○	○	○	○

(消費税及び地方消費税を除く)

電子くじ番号

--	--	--

※任意の番号３桁を記載すること。

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書

収 入

印 紙

排出事業者：関東管区警察局茨城県情報通信部（以下「甲」という。）と、
収集運搬及び処分業者：（以下「乙」という。）は、
甲の事業場：茨城県水戸市笠原町978-6から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1. （乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：許可証の通り
事業の範囲：許可証の通り
産業廃棄物の種類：許可証の通り
許可の条件：なし
許可番号：_____

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業の範囲：_____
産業廃棄物の種類：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：許可証の通り
事業の範囲：許可証の通り
産業廃棄物の種類：許可証の通り
許可の条件：なし
許可番号：_____

2. （委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託手数料は、次のとおりとする。

◎収集・運搬・処分に関する種類、数量及び委託手数料

種類	： 廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器くず	木くず
数量	： _____	約 19.2 m ³	_____	_____
委託手数料	： ￥	—	（内、消費税及び地方消費税￥	）

3. （輸入廃棄物の有・無）

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

（①②のいずれかを選択）

① 輸入廃棄物：無

② 輸入廃棄物：有 _____

4. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

◎事業場1

事業場の名称 : _____
所在地 : _____
処分の方法 : 破碎・切断・圧縮
施設の処理能力 : 破碎 t/日・切断 t/日・圧縮 t/日(時間)

◎事業場2

事業場の名称 : _____
所在地 : _____
処分の方法 : 破碎(水銀使用製品産業廃棄物)
施設の処理能力 : 破碎 t/日(水銀使用製品産業廃棄物)

5. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を別表1のとおりとする。

6. (収集・運搬過程における積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第3版)」(令和7年12月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程
イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
エ 混合等により生ずる支障
オ 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
カ 石綿含有産業廃棄物、又は特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
キ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めることとする。
3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第3版)(令和7年12月)」の「容器貼付用ラベル」参照)。
4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。
5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類 : 該当なし
提示する時期又は回数 : 該当なし

第4条 (甲乙の責任範囲)

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委

託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条 (権利義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条 (委託業務終了報告)

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、マニフェストB2票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条 (業務の一時停止)

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第9条 (報酬・消費税・支払い)

1. 甲は、乙に対し、収集・運搬及び処分業務の報酬を支払う。
甲は、検査確認後、適法な請求書(官署支出官 関東管区警察局総務監察部長宛)を受領してから30日以内に、乙の指定する口座に報酬を振り込むこととする。
ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めがある場合にはそれによるものとする。
2. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める金額とする。
3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第10条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条 (機密保持)

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条 (契約の解除)

1. 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会勢力(暴力団等)である場合又は反社会勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
3. 甲又は乙から契約を解除した場合において、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。
- (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合
- 乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

本契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第14条（契約期間）

本契約は、有効期間を 年 月 日から令和8年11月20日までとする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978-6
分任支出負担行為担当官
関東管区警察局茨城県情報通信部長
坂口 正裕

乙